

## 登録手続き必要書類一覧表（法人タクシー）

□ 内の書類は、会社でそろえるもの

種 別		提 出（ 提 示 ） 書 類								
法 人	(1) はじめて登録するとき	運転免許証	写真 1 枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し	
	(2) 登録取消処分後に再び登録するとき	運転免許証	写真 1 枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し	
	<b>【(6)②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません】</b>									
	(3) 運転免許の停止（40日以上）および運転免許の失効により登録が消除され再び登録するとき	運転免許証	写真 1 枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し	
	<b>【(6)の手続きが終了していない場合は、登録できません】</b>									
	(4) 運転免許を更新したとき	(更新済み) 運転免許証	写真 1 枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—			
(5) 事業者が変わったとき	運転免許証	写真 1 枚	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	旧事業者から運転者証が返納されていることが必要			
(6) 運転免許の失効または停止処分を受けたとき ※再登録時は(3)を参照	①すべての場合に必要	※運転免許停止に係るものは処分通知書またはその写し		登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転免許の停止（40日以上、短縮関係ナシ）および失効で届出が7日以上遅れている場合は、届出遅れの <b>本人</b> の理由書					
	②失効および40日以上免停の場合は①に加えて必要	—	運転者証	運転者証 返 納 届	運転免許の停止（40日以上、短縮関係ナシ）および失効で運転者証の返納が7日以上遅れている場合は、返納遅れの <b>会社</b> の理由書					
法 人	(7) 運転者証を紛失したとき	運転免許証	写真 1 枚	—	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	てん末書				
	(8) 住所が変わったとき	(住所変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—	住民票の写し			
	(9) 氏名が変わったとき	(氏名変更済) 運転免許証	写真 1 枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	住民票の写しまたは戸籍抄本		—	
	(10) 運転者証を破ったり汚したとき	運転免許証	写真 1 枚	(破れ・汚れ) 運転者証	—	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—			
	(11) 運転免許の種類や番号が変わったとき	有効期限が変わったとき	(新規変更済) 運転免許証	写真 1 枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—		
	(11) 運転免許の種類や番号が変わったとき	有効期限が変わらないとき	(新規変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—			
<b>主 な 注 意 事 項</b>	<p>1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)の場合は、直ちに（7日以内）必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。</p> <p>2. 住民票の写しおよび戸籍抄本は取得後6カ月以内のものでコピーは不可。</p> <p>3. 写真は、6カ月以内に写した5センチ角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3センチ以上のもの。</p> <p>4. 事業者は運転者が、退職または行政処分（運転免許の40日以上停止および失効含む）等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とともに、直ちに（7日以内）返納しなければなりません。</p>									

※ 指定地域においては、(1)～(3)の場合は、上記書類のほか合格証（第十七号様式）又は運転経歴証明書（第三号様式）（当該指定地域に係る申請前2年以内に90日以上乗務日数（暦日数ではありません））が必要となります。